平成２３年（フ）第１１９８０号
千葉県富里市新橋５―10
債務者　岡本　　真
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９８１号
千葉県富里市新橋５―10
債務者　岡本　信恵
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９８２号
埼玉県飯能市美杉台３丁目10―３
債務者　川村　孝信
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９８３号
東京都世田谷区赤堤３丁目22―３―301
債務者　田村　朝彦
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９０号
東京都江戸川区西葛西８丁目２―１―303
債務者　中野　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９１号
東京都江戸川区西葛西８丁目２―１―303
債務者　中野　明美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９４号
東京都墨田区太平４―６―17　シェグランほりかわ511、住民票上の住所大阪府東大阪市末広町16―19
債務者　鰈崎　邦昭
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９５号
神奈川県座間市緑ヶ丘５丁目２―21―201
債務者　菊地　幸恵（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９７号
東京都江戸川区中央２丁目10―11―202
債務者　篠原　庸子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９８号
東京都板橋区徳丸３丁目７―３―208　第二篠口マンション
債務者　鈴木　ツジ
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目46―３
債務者　小出　綾子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０５２号
横浜市中区簑沢108番地　第２平和荘７号室
債務者　小泉　直美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６２号
横浜市神奈川区片倉１丁目27番20号　カーサ・アッカＢ
債務者　菊池　崇太
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０１号
横浜市南区井土ケ谷下町18番地　神中ビル902
債務者　長嶋　　優
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９７号
横浜市南区新川町５丁目27番地
債務者　井上　由里
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２２号
東京都町田市木曽東３丁目16番28―307号
債務者　里館　　武
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部